

函館市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月11日

函館市長 大 泉 潤

## 函館市規則第26号

函館市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

函館市宅地造成等規制法施行細則（平成12年函館市規則第81号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

函館市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行について、別に定めるもののほか、必要な細則を定めるものとする。

第2条の見出しを「（基礎調査のための障害物の伐除および土地の試掘等の許可の申請）」に改め、同条第1項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第2項中「図書」を「書類」に改める。

第3条中「第6条第1項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）」を「第7条第1項」に改める。

第4条から第14条までを削る。

別記第1号様式中「宅地造成等規制法第5条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第3条関係）

（表）

<p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>住所（職名） 氏 名 生 年 月 日 年 月 日</p> <p>上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項または第6条第1項の規定により、測量もしくは調査のため土地に立ち入り、または障害物の伐除もしくは土地の試掘等を行う者であることを証する。</p> <p>年 月 日 交付</p> <p>函館市長 印</p>	<p>6 セ ン チ メ ー ト ル</p>
<p>9センチメートル</p>	

（裏）

宅地造成及び特定盛土等規制法（抜粋）

（基礎調査のための土地の立入り等）

第5条 都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第50条を除き、以下同じ。）は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

（基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等）

第6条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物（以下この条、次条第2項及び第58条第2号において「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下この条、次条第2項及び同号において「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

（証明書等の携帯）

第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

別記第3号様式から別記第11号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）  
附則第2条第1項または第2項の規定によりなお従前の例によること  
とされる場合における規制については、なお従前の例による。